

那珂川の清流、生態系を子や孫に残すために
霞ヶ浦導水那珂樋管（取水口）の差止め判決を求める署名

平成 年 月 日

水戸地方裁判所民事第1部合議A係 御中

裁判官 日下部 克 通 殿
同 鈴木 義 和 殿
同 高橋 静 子 殿

那珂川は、アユ漁獲量が日本一であり、多くのサケも遡上します。支流の涸沼川・涸沼は、関東唯一の汽水域であり、ヤマトシジミの全国的産地に数えられています。実に57種の魚類、カニ等35種の底生動物が生息しており、天然資源豊かな清流です。

那珂川に巨大な取水口が造られ、毎秒15ト、毎日約130万トも取水され、さらに霞ヶ浦から那珂川への送水が始まったら、生態系は壊滅的な打撃を受けてしまいます。那珂川を水源とする住民の飲み水の問題も心配です。環境は一度壊されたら回復は困難です。

様々な問題点が多方面から指摘されているにもかかわらず、国土交通省は「検証」を行ったとして事業再開を決定しましたが、手続的にも内容的にも何ら実効的な検証にはなっておらず、全くの出来レースというものです。

裁判官におかれましては、司法の立場から事実を公正に見ていただき、那珂川の清流・生態系を子や孫たちに残すために、那珂樋管（取水口）建設・使用の差止めの判決を下されますようお願い申し上げます。

氏 名	住 所

送付先 那珂川漁業協同組合

〒 311-4303 茨城県東茨城郡城里町石塚 1684-1 TEL 029-288-3034